

学校法人服部学園 YAMASA言語文化学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、もって国際交流と多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、学校法人服部学園 YAMASA言語文化学院という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県岡崎市羽根東町一丁目2番地1に置く。

(点検及び評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 日本語教育課程、休業日及び教職員組織

(課程)

第5条 本学の教育課程、日本語能力の到達目標（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、修業期間、総学習時間及び収容定員数は、次のとおりとする。ただし、ここでいう授業時数の1単位時間は50分とする。

教育課程	日本語能力の到達目標	修業期間	総学習時間	合計収容定員数
言語文化研究2年課程	B2	2年	1656単位時間	120人

2 授業時間数は1日あたり4単位時間、1週あたり20単位時間とする。

(学習の評価)

第6条 本学における学習の評価は、試験評価やルーブリックを用いたパフォーマンス評価などを組み合わせて学期ごと・科目ごとに行う。成績については、当該レベルの目標達成を100点として換算し、合計80点以上で「優」、70点以上で「良」、60点以上で「可」、60点未満を「不可」とし、優・良・可を合格とする。なお、「不可」の場合、生徒は補習授業等を受けた上で再試験を受けることができ、その結果基準に達することができれば「可」として合格となる。各科目の詳細な評価基準については、学期開始時クラス内オリエンテーションにおいて生徒に説明するものとする。

(始期・終期等)

第7条 本学の各課程は、4月、7月、10月、1月に始まり、6月、9月、12月、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。但し、校長が必要と認めるときは、別途定める事ができる。

(1) 春期 4月上旬 から 6月下旬まで（詳細な日にちは別に校長が定める）

(2) 夏期 7月上旬 から 9月下旬まで（ ” ” ）

(3) 秋期 10月上旬 から 12月下旬まで (")

(4) 冬期 1月上旬 から 3月下旬まで (")

(休業日)

第8条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 学校で定めた年間カレンダーによる休業日

(4) 春季休業 3月下旬 から 4月上旬まで (詳細な日にちは別に校長が定める)

(5) 夏季休業 6月下旬 から 7月上旬まで (")

(6) 秋季休業 9月下旬 から 10月上旬まで (")

(7) 冬季休業 12月下旬 から 1月上旬まで (")

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第9条 授業の終始時刻は、校長が定める。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 6人以上 (うち専任3人以上)

(4) 生活指導担当者 1人以上 (うち専任1人以上)

(5) 事務職員 2人以上 (うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 校長は、職員会議等の会議に関する規定を置くことができる。

第3章 入学、転校・退学、休学・復学、修了・卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、原則、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 年齢が18歳以上の者

(3) 「日本語教育の参照枠」におけるA1相当または日本語能力試験 (JLPT) のN5相当以上の日本語能力を有する者、または150時間以上の日本語学習歴を有する者

(4) 日本語学習への強い意欲があり、本校の教育理念に共感する者

(5) 心身ともに健康で、日本国の法令を遵守する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は本学が定める入学願書その他書類に必要事項を記載し、第19条第1項に定める入学検定料を添えて、既定の期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条第2項に定める生徒納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(転校・退学)

第14条 転校・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病・怪我・妊娠出産、兵役、その他やむを得ない事由によって、原則30日以上90日以下の日数欠席しようとする場合は、その事由及び欠席の期間を記した休学届に、医師の診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合も、その事由及び復学の時期を記した復学届を校長に申請し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第6条に定める学習評価を行い、すべての科目の成績で「可」以上であり、かつ原則として在籍期間中の出席率が80%以上である者に対して当該課程の修了を認定する。

- 2 本学において、前項の規定により修了を認定された者は、同時に卒業したものとみなす。
- 3 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
- 4 補習等を行っても第1項の修了要件を満たさず、かつ修業期間を経過した者については、満期退学とする。
- 5 校長は、満期退学者、途中退学者に対し、本人の願い出に基づき、履修証明書、出席証明書、成績証明書等、事実を証明する書類を発行することができる。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則、その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の3種とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなく出席しない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 生徒納付金の納入を怠り、催促を受けてなお、正当な理由なく納入しない者

第4章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学への入学を希望する者は、入学検定料として、33,000円を納入しなければならない。

2 本学に入学を許可された者の生徒納付金は、次のとおりとする。

学習期間	課程名	入学金	授業料	施設費	教材費 (税込)	合計
2年間	言語文化研究2年課程	85,000円	1,672,320円	35,200円	70,400円	1,862,920円

3 生徒納付金のうち教材費については課税対象のため消費税込み価格とする。

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、第19条第2項に定める生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合や特待生制度など、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(生徒納付金の返還)

第21条 入学前に入学辞退の申し出があった場合、入学前に査証（ビザ）の発給を拒否された場合は、納付済みの生徒納付金（入学金、授業料、施設費、教材費）から送金手数料（実費）を差し引いた全額を返還する。

2 教育課程の開始後に、転校、退学又は除籍に至った場合は、当該事由が確定した日の翌日以降の未受講分の授業料に限り、本学所定の日割計算に基づき算出した額を返還する。この場合においても、返還額から送金手数料（実費）を差し引くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入学検定料は一切返還しない。

(滞納)

第22条 生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、第19条第2項に定める生徒納付金を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は該当生徒を除籍する。

第5章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、別に定めるものとする。

(健康診断)

第24条 健康診断は、入学した翌月及びその1年後に実施する。ただし、健康上の理由またはやむを得ない理由があると校長が判断した場合はその限りではない。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年11月27日から施行する。

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年10月1日から施行する。

ただし、令和8年9月30日以前に入学した生徒については、従前の学則を適用する。

なお、第5条の収容定員数の規定は令和9年1月1日から施行する。

学校法人 服部学園 YAMASA言語文化学院 寄宿舎に関する規則

- 第1条 YAMASA 言語文化学院の寄宿舎は在学する生徒の住まいとし、生徒は日本語学習修了後、速やかに退寮することを基本とする。
- 第2条 寄宿舎の寮費は最低でも在籍している各課程の1学期分（3か月分）を支払い期日までに支払うこととする。支払い期日については、学期ごとに案内する。
- 第3条 修了後に在留資格を特定活動に変更して就職活動をする、または就職や進学が決まった者が他物件への引っ越しをするまでの2週間程度の短期間、引き続き入居している寄宿舎を利用したい場合、対象となる寄宿舎の入居率を勘案して継続利用を決定する。もし継続利用ができない場合、学校が指定する他の寄宿舎へ移動し、該当期間の寮費を支払う。また、スチューデントビレッジについては、修了後の延長は原則できないものとする。
- 第4条 前条の規定により寄宿舎の継続利用を希望する者は、校長に対し、次に掲げる事項を記載した誓約書を添えて、所定の様式により申請しなければならない。
- (1) 学校が寄宿舎の移動を指示した場合は、速やかにその指示に従うこと。
 - (2) 継続利用期間中の水道光熱費は、すべて自己の負担とすること。
 - (3) 延長を希望する期間分の寮費を、学校が指定する方法及び期日までに前納すること。
- 第5条 寄宿舎を途中で退寮する場合の過払い寮費の返金については、次のとおりとする。
- (1) すでに納入された寮費・レンタル布団代については退去以降の納入金額から送金手数料（実費）を差し引き、残金を返還する。
 - (2) 購入した布団代については一切返還しない。
 - (3) 寮の室内並びに設置された備品に対して、故意による破損汚損が見つかった場合は、その損害を返還する寮費から充当できるものとする。

附則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

この規則は、令和8年10月1日から施行する。（生徒寮を寄宿舎に変更等）

学校法人 服部学園 YAMASA 言語文化学院 出席率に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、YAMASA 言語文化学院における出席率に関する事項を定めるものとする。

(出席率)

第2条 出席率は、その期間に予定された授業時数と、各生徒の出席時数との比であり、以下により算出する。

- $\text{出席率} = (\text{各生徒の出席時数}) / (\text{授業時数}) \times 100 (\%)$
(小数点以下2位を切上げて算出する)

(月の出席率)

第3条 年間の授業配分は、各年度の授業開始までに制定される、YAMASA 言語文化学院の年間カレンダーによって決定される。この年間カレンダーにより、各月の授業時数及び所定の月の授業時数が決定される。月間の出席率は、以下により算出する。

- $\text{月間の出席率} = (\text{各生徒の所定の月の出席時数}) / (\text{所定の月の授業時数}) \times 100 (\%)$
(小数点以下2位を切上げて算出する)

(在籍期間の出席率)

第4条 在籍期間中(入学～修了)の授業時数及び出席時数はデータベースの記録により求め、出席率は以下により算出する。

- $\text{在籍期間中の出席率} = (\text{各生徒の在籍期間中の出席時数}) / (\text{在籍期間中の授業時数}) \times 100 (\%)$
(小数点以下2位を切上げて算出する)

(出席時数に関する取り決め)

第5条 出席時数に関する取り決めは以下の通りとする。

(1) 遅刻

各授業の始業時間以降に授業に参加した場合、遅刻扱いとする。ただし、各授業の始業15分以降に授業に参加した場合は、欠席扱いとする。

(2) 早退

各授業の終業時間前までに授業を抜けた場合、早退扱いとする。ただし、各授業の終業の15分前までに授業を抜けた場合は、欠席扱いとする。

(3) 遅刻、早退の、出席時数への影響

遅刻、早退が3回累積した時点で、1回欠席とみなし、該当生徒の出席時数は-1となる。この累積は、該当生徒の在籍期間中(入学～修了)の累積とする。(月末、学期末、年末等にリセットは行なわない。)

(授業時数に関する取り決め)

第6条 授業時数に関する取り決めを以下の通りとする。

(1) 公欠

学生が公欠を取得した場合、「公欠に関する取扱細則」第2条に示す通り、公欠分は出席と同等の取り扱いを受ける。

(2) 災害による休講

暴風警報、暴風雪警報及び特別警報が発令された、または急迫の事情があると校長が認めた場合、予定されていた授業を休講とする場合があるが、「公欠に関する取扱細則」第2第12号に示す通り、「本人の責に帰さない事情(盗難、交通事故、災害等)」で、校長が認めた場合、公欠扱いとすることが出来ることから、前述の第1号と同様公欠扱いとし、公欠分は出席と同等の取り扱いを受ける。

附則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

この規則は、令和8年10月1日から施行する。(認定申請に伴う学則変更による条番号の変更等)

学校法人 服部学園 YAMASA 言語文化学院 公欠に関する取扱規則

第1条 この規則は、YAMASA 言語文化学院における公欠に関する事項を定めるものとする。

第2条 公欠は次の各号にあたる場合に出席と同等の取り扱いを受けることができる。

(受験・就職に関して)

- (1) 大学、大学院、専門学校、会社の受験日
- (2) 大学、大学院、専門学校、会社の面接日
- (3) 窓口出願等で時間が限られている場合
- (4) 進学予定校において、オリエンテーション、クラス分けテスト等、出席しなければならない場合
- (5) 遠方等で宿泊を伴う場合、該当日だけでなく前後1日ずつも移動日として公欠を認める。

(病気に関して)

- (6) インフルエンザや新型コロナ等、感染症にかかった、又はかかる恐れがあり、医師からあるいは学校から出席停止を命じられた場合（主に学校感染症かどうかをもとに校長がこれを判断する。）

(大使館・領事館に関して)

- (7) その国の大使館・領事館において、午前、あるいは午後しか受付あるいは交付を行っておらず、且つ日本滞在に関わる申請に限り認める。

(交通機関に関して)

- (8) ストライキ、天候不順等により、学校までの交通機関が止まっている場合

(忌引きに関して)

- (9) 二親等以内の親族が死亡した場合、平日5日間以内の公欠を認める。

(その他)

- (10) 二親等以内の親族の結婚式がある場合、平日3日間以内の公欠を認める。
- (11) 生徒自身の卒業試験のために帰国する場合、平日5日間以内の公欠を認める。
- (12) そのほか、本人の責に帰さない事情により（盗難、交通事故、災害等）校長が特別に公欠を認めた場合

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として1週間前までに公欠願を学校に提出しなければならない。ただし、前項第6号、第8号、第9号、第12号については、欠席事由の消滅後1週間以内とする。

第3条 前条第2項の規定により願い出る者は、次の各号に掲げる証明書などを添付し、提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号～第5号 受験票など進学先の入試スケジュールが記されているもの
- (2) 前条第1項第6号 医師の診断書又は診断書に準じるもの
- (3) 前条第1項第9号 会葬礼状等死亡を証明する書類
- (4) 前条第1項第7号、8号、第10号～第12号 欠席の事由を証明する書類

附則

この規則は、令和5年11月15日から施行する。

この規則は、令和8年10月1日から施行する。（認定申請に伴う見直し）

学校法人 服部学園 YAMASA 言語文化学院 学生管理及び懲戒に関する規則

第1条 この規則は YAMASA 言語文化学院における懲戒及び学生管理に関する事項を定めるものとする。

第2条 学則第18条第2項にある通り、懲戒処分には訓告、停学及び除籍の3種があるが、最終的な処分は懲罰審議にて決定する。懲罰審議は校長、主任教員及び校長からの指名者にて構成する。

第3条 学則第18条第3項第1号または第4号に該当する行為は、次のことを指す。

(1) 授業に参加しない又は授業の妨げになる行為

- ・ スマートフォン携帯電話等通信機器の不正使用
- ・ 授業に参加せずに授業内容と異なる学習を行う行為
- ・ 居眠り
- ・ 私語
- ・ 無断退出
- ・ 食事行為
- ・ 仕事や宗教、商品購入等の営業勧誘行為
- ・ その他、授業に参加しない行為

(2) 危険・犯罪行為

- ・ 教室内への凶器・引火性物質等危険物の持ち込み
- ・ 教室内での飲酒・喫煙
- ・ 学校内での暴力行為、器物損壊
- ・ 教員・他生徒に対する暴言
- ・ 危険ドラッグを購入、所持又は使用すること
- ・ 預金口座の犯罪利用（口座転売や不正送金）

(3) 生徒・教職員に対する人権侵害行為

- ・ 人種差別的言動
- ・ セクシャルハラスメントにあたる行為
- ・ ストーカー行為
- ・ SNS等に虚偽の内容を発信し、生徒、教職員などの個人または学校の社会的信用を貶めるような行為

第4条 学則第18条第3項第1号または第4号に該当することに関して、次のように指導・処分を行う。

(1) 学則第18条第3項第1号に当たる行為

- イ) 担当教員による複数回の指導及び主任教員による厳重注意にもかかわらず改善が見られない場合、訓告を行う。
- ロ) 訓告後、改善が見られない場合、懲罰審議を行い、停学又は除籍の可否を審議し、処分を決定する。

(2) 学則第18条第3項第4号に当たる行為

懲罰審議を行い、訓告、停学又は除籍のいずれかの可否を審議し、処分を決定する。

第5条 学則第18条第3項第3号に該当することは、次のような基準を以て管理を行う。

(1) 月出席率について

- イ) 85%を下回った場合、警告を行う。(警告書発行)
- ロ) 正当な理由がなく80%を2度下回った場合、訓告を行う。
- ハ) 訓告後、改善が見られない場合、懲罰審議を行い、訓告、停学、除籍の可否を審議し、処分を決定する。

(2) 月出席率が50%を下回った場合は以下のようにする。

- イ) 事情聴取した上で訓告を行う。
- ロ) 出入国在留管理局にその結果を報告する。
- ハ) 訓告後、改善が見られない場合、懲罰審議を行い、訓告、停学、除籍の可否を審議し、処分を決定する。

(3) 原則として通算出席率90%未満の生徒に対しては推薦書を発行しない。

附則

この規則は、令和5年11月15日から施行する。

この規則は、令和8年10月1日から施行する。(認定申請に伴う学則変更による条番号の変更等)